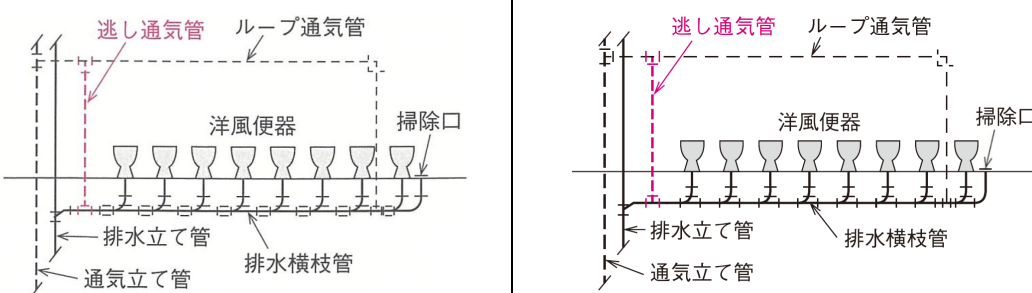
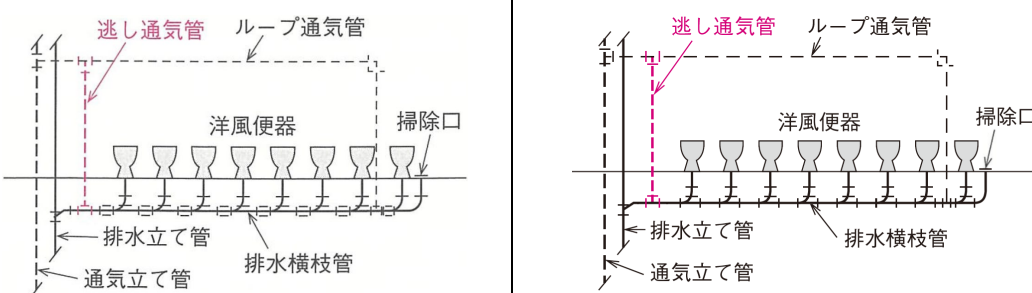


書名：これだけマスター 2級管工事施工管理技士
 発行：2023年12月10日 第1版第3刷発行
 ISBN：978-4-274-22902-2

■第3刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
23	問題①(1)	流体は、気体に比べて――	液体 は、気体に比べて――
46	13行目	圧縮は大である。	圧縮強度 は大である。
90	問題④(3)	風量によるものと――	風力 によるものと――
126	図5・20	<p>右図のように修正</p>  <p>図5・20 逃し通気管の取り方</p>	 <p>図5・20 逃し通気管の取り方</p>
157	問題②(3)	熱媒水の補給が必要である。	熱媒水の補給が 不要 である。
160	マスター Point 下から2行目	・タンク内の照度は、100 lx 以下とする。タンク内照度率（タンク内照度をタンク外照度で除した数値）を0.1% 以下と定められている。	削除 ※上から1行目と内容が重複
169	4行目 必ず覚えよう ⑦	ダンパ類を天井内に設ける場合は、 トレーナは、	ダンパ類を 天井 内に設ける場合は、 ストレーナ は、
170	マスター Point 下から2行目	マテリアルリサイクル（熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法）した屋外排水用の塩化ビニル管である。	マテリアルリサイクルした屋外排水用の塩化ビニル管である。
173	マスター Point 下から4行目	風速も速くなる。	風速は 低下 する。
181	下から11行目	後期の長さによって、	工期 の長さによって、
195	問題③(4)	作業Dよりも11日遅く着手することができる。	作業Dよりも 1日 遅く着手することができる。
206	下から2行目	直ちに捕集し、	直ちに 補修 し、
211	下から1行目	機密保持を考慮する。	気密 保持を考慮する。
215	下から11行目	100 m を超える場合は 30 m 以内の	100 mm を超える場合は 30 m 以内の
217	下から3行目	300 mm 以上	300 mm 以下
218	2行目	接合用フランジの間隔は、1 820 mm,	接合用フランジの間隔は、 最大 1 820 mm,
	12行目	シール材	シール 剤

221	下から7行目	パイプレンチ青には,	パイプレンチ跡には,																																															
224	問題①(1)	昇降タラップ	昇降タラップ																																															
229	問題⑫(1)	汚水槽	汚水槽																																															
246	5行目	□振動の特定建設作業実施届出書は市町村長に提出する.	削除 ※1行目と内容が重複																																															
250	下から5行目	シール材	シール剤																																															
	下から2行目	振動をダクトに――	振動がダクトに――																																															
268	下から2行目	[建築基準法第87・88条]	[建築基準法第6条・87条の4・88条]																																															
268	表8・2	右図のように修正																																																
		<table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>延べ面積>100㎡</td> <td rowspan="2">新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>階数≧3または延べ面積>500㎡</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>階数≧2または高さ>13m</td> <td rowspan="2">設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ面積>200㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築設備：エレベータ、エスカレータなど</td> <td></td> <td>築造</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作物：煙突 高さ>6mなど</td> <td></td> <td>建築</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規模	工事種別	全国適用	特殊建築物	延べ面積>100㎡	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）	木造	階数≧3または延べ面積>500㎡	木造以外	階数≧2または高さ>13m	設置		延べ面積>200㎡		建築設備：エレベータ、エスカレータなど		築造		工作物：煙突 高さ>6mなど		建築		都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物			<table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が200㎡を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>法第6条第二号・木造、非木造</td> <td>・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>法第6条第三号・木造、非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号、二号の建築物</td> <td></td> <td>建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td>高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水槽等</td> <td></td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区分	規模	工事種別	全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの	新築・増築・改築・移転	全国適用	法第6条第一号、二号の建築物		建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合	高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水槽等
適用区域	用途・構造	規模	工事種別																																															
全国適用	特殊建築物	延べ面積>100㎡	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）																																															
	木造	階数≧3または延べ面積>500㎡																																																
	木造以外	階数≧2または高さ>13m	設置																																															
		延べ面積>200㎡																																																
	建築設備：エレベータ、エスカレータなど		築造																																															
	工作物：煙突 高さ>6mなど		建築																																															
	都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物																																																	
適用区域	区分	規模	工事種別																																															
全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）																																															
	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200㎡を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え																																															
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200㎡以下のもの	新築・増築・改築・移転																																															
全国適用	法第6条第一号、二号の建築物		建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合																																															
	高さ6mを超える煙突、高さ8mを超える高架水槽等		新築・増築・改築・移転																																															
275	必ず覚えよう ②	通気管と兼用し,	通気管と兼用せず,																																															
279	表8・7 内容	元請業者となったときに4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上	元請業者となったときに5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上																																															
281	8行目	建築一式工事の場合は8,000万円以上で、その他の工事の場合は4,000万円以上	建築一式工事の場合は9,000万円以上で、その他の工事の場合は4,500万円以上																																															
283	必ず覚えよう ④	（管工事では4,500万円以上）	（管工事では5,000万円以上）																																															
284	問題③	(2)請負代金の額が4,000万円未満の	(2)請負代金の額が4,500万円未満の																																															
285	問題④	(4)4,500万円以上の下請契約を	(4)5,000万円以上の下請契約を																																															
	問題⑤ 4行目	4,500万円以上となる下請契約を	5,000万円以上となる下請契約を																																															
	問題⑤ 解説	(4)4,500万円以上となる下請契約を	(4)5,000万円以上となる下請契約を																																															
		また、4,500万円以上を下請契約する場合は	また、5,000万円以上を下請契約する場合は																																															
マスターPoint	下請契約が4,500万円未満の場合は	下請契約が5,000万円未満の場合は																																																
301	第二次検定編扉 下から1行目	追記	※令和6年度より、試験制度が変更になっている。 *色太字に																																															
303	9章扉 下から6行目	施工経験記述の丸写しについて 本書に掲載した施工経験記述の記述例を、実際の試験においてそのまま丸写しして記述すると、不合格になるおそれがあります。試験機関でのチェックはきびしくなっています。その際、当方では一切責任を持ちません。	※令和6年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていない。 *色太字に																																															

366	1行目	<p>⊕経験記述用紙例（この記述用紙は、令和3年度に採用されたもの） 経験記述は、次のような内容で出題されている（年度によって変更あり）。</p>	<p>※令和6年度の試験制度変更以降、施工経験記述は出題されていないが、念のため学習することをお勧めする。 <small>*色太字に</small></p> <p>⊕経験記述用紙例（この記述用紙は、令和3年度に採用されたもの）</p>
384	<p>〈著者略歴〉 山田信亮</p>	株式会社團紀彦建築設計事務所 顧問	前 株式会社團紀彦建築設計事務所